

# インストラクター規定

## 1. 目的

この規定は、全日本インラインスキー連盟（以下「連盟」という）定款第2章第5条（4）項及び第3章第6条に基づき、各種講習会の講師やブレードテストの検定員を担当する、Top Instructor、Advance Instructor、First Instructorの検定を実施し、合格者をインストラクターとして認定するためにこれを定める。

## 2. 任務

インストラクターは、各種講習会の講師と、ブレードテストの検定員及び事前講習会の講師を担当する。

- (1) Top Instructor: すべてのブレードテスト検定員及びすべての事前講習会の講師。
- (2) Advance Instructor: Blade Proまでのブレードテスト検定員及びBlade Pro事前講習会の講師。
- (3) First Instructor: Blade 1以下のブレードテスト検定員。

## 3. 認定資格

- (1) Top Instructorは、Top Instructor検定会の合格者及び教育部が推薦し、理事会で承認された者。
- (2) Advance Instructorは、Advance Instructor検定会の合格者及び教育部が推薦し、理事会で承認された者。
- (3) First Instructorは、First Instructor検定会の合格者及び教育部が推薦し、理事会で承認された者。

## 4. 認定

教育部で審査し、理事会の議決を経て会長が認定する。

## 5. 任期と義務

- (1) 取得した資格は永久資格とする。資格任期は、取得した年度を入れて3年とする。
- (2) 3年以内にインストラクターズクリニック（3単位）を受講することにより資格任期を延長することができる。但し、次の資格検定会及び認定会参加もインストラクターズクリニック参加と置き換えることができる。
- (3) クリニック受講義務を履行できない場合、年会費を滞納すると資格が停止される。
- (4) 資格停止の解除は、クリニック未受講の場合はインストラクターズクリニックを受講することにより、年会費未納の場合は、入会金及び年会費を支払うことにより行うことができる。
- (5) 連盟の行事に積極的に協力することが不可能となったときに、自らがこの資格を返還する。

## 6. 認定の取消し

任期の途中にかかわらず、教育部が不適格と認めた者は、理事会の議決を経て、認定を取消することができる。

